

かんがい排水用電力

(選択供給条件)

令和5年10月1日 実施

九州電力株式会社

かんがい排水用電力 目 次

1	適 用 範 囲	1
2	選択供給条件の変更	1
3	契 約 期 間	1
4	契 約 年 度	2
5	契 約 電 力	2
6	料 金	2
7	そ の 他	4
附	則	5

1 適用範囲

この選択供給条件は、農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用し、高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さままで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

2 選択供給条件の変更

(1) 当社は、契約期間中であっても、この選択供給条件を変更することがあります。この場合には、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の選択供給条件によります。

(2) (1)の場合、当社は、選択供給条件の変更内容について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわなない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

(3) お客さまは、(1)に定めるこの選択供給条件の変更に異議がある場合は、契約期間中であってもこの選択供給条件による契約を将来に向かって解約することができます。

3 契約期間

(1) 契約期間は、料金適用開始の日（需給契約の変更にかかる料金適用開始の日を含みます。）から、4（契約年度）に定める契約年度の末日までといたします。

(2) 契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間をさらに1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものいたします。この場合、当社は、契約期間について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

(3) お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)および(2)にかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

4 契 約 年 度

契約年度は、毎年1月の検針日から翌年1月の検針日の前日までといたします。

5 契 約 電 力

契約電力は、標準供給条件の産業用電力に準じて定めます。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合は、標準供給条件別表5（契約電力の算定方法）の臨時電力に準じて算定された契約電力の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割

引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしたします。また、電力量料金は、標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】3（燃料費調整額の差引きまたは加算）により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【市場価格調整】3（市場価格調整額の差引きまたは加算）により、市場価格調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3（離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算）により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものとしたします。

(1) 基本料金

イ 基本料金は、別に定めるかんがい排水用電力料金表のとおりとしたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額としたします。

ロ 契約年度における基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（以下「年間最低保証料金」といいます。）を下回らないものとしたします。

なお、契約年度の中で契約電力を変更される場合の年間最低保証料金は、その契約年度の契約電力の最も大きいものによって算定いたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、別に定めるかんがい排水用電力料金表のとおりとしたします。

(3) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、標準供給条件の産業用電力に準ずるものとしたします。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。

イ 負荷が最大と認められる1月のうち毎日午前8時から午後10時まで

の時間において、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

7 そ の 他

(1) 契約年度の基本料金の合計が年間最低保証料金を下回ったときに申し受ける料金の支払義務発生日は、当該契約年度の翌年度の1月の検針日といたします。ただし、契約期間満了前に需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。

(2) その他の事項については、次に定める場合を除き、標準供給条件の産業用電力にかかわる規定を準用するものといたします。

イ 標準供給条件26（料金その他の支払方法）(6)に定める事項については、標準供給条件の臨時電力に準ずるものといたします。

ロ 標準供給条件36（違約金）(1)および標準供給条件45（解約等）(1)に定める事項については、次のいずれかに該当する場合にも適用するものといたします。

(イ) 契約された用途以外の用途に電気を使用された場合

(ロ) 付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合

附 則

1 実 施 期 日

この選択供給条件は、令和5年10月1日から実施いたします。

2 市場価格調整についての特別措置

この選択供給条件実施の際現に変更前の選択供給条件の適用を受けているお客さまの電力量料金は、当社が別にお知らせするまでの間、標準供給条件において別に定める料金表【市場価格調整】3（市場価格調整額の差引きまたは加算）による市場価格調整額の差引きまたは加算を行なわないものといたします。